

中国における行政機構の改革

董 成 美 著
楊 建 順 訳

〔解説〕

本訳稿は、中国における政治体制改革の重要な一環たる行政機構の改革についての紹介である。これは、中国人民大学法律系教授・董成美が『中国法学』1989年第5期（9月号）に発表したものである。原題名は「人民代表大会制度を完備させる重要な一環——わが国における行政機構の改革」である。

中国における行政機構の改革については、日本でもすでにいくつかの紹介が行われている⁽¹⁾。1989年6月の天安門事件によって、政治改革は一頓挫したといわれるが、「改革と開放」政策と民主化要求の引き締めをいかに両立させるかは、中共と中国政府の前に横たわる重要な課題になっている。いままで発表された行政機構の改革に関する紹介は、中共第11期3中総会からの改革、とくに中共第13期党大会における前総書記・趙紫陽の報告で提起されたこれまでにない全般的な行政改革構想案を踏まえて展開されたものである。天安門事件後における中国の行政機構の改革については、訳者の知っているかぎり、未だ紹介されていない。

董論文は、天安門事件後の1989年9月に発表されたものである。それは基本的に趙紫陽報告で提起された改革構想案を踏まえているが、新たな社会変動に対する中共の新しい政策をも反映している。全体的には趙紫陽報告の主旨と一致しているが、最後の六では、天安門事件で問題とされた官僚主義・腐敗行為を防ぐために清廉な政治の建設を呼び掛けると共に、ブルジョア自由化の反対、思想教育活動と精神文明建設活動の必要性を強調している。これは協調と対話による社会矛盾の解決を提唱する趙紫陽報告とは主旨がいくらか異なるといえよう。これは法学分野における四つの基本原則を堅持しブルジョア自由化に反対することの反映である。

周知のように、1989年は、国際共産主義運動の歴史において極めて重要な一年となった。200年前のフランス革命において提出された「自由・平等・博愛」というスローガンは、20世紀末に至って再び、社会主義諸国において唱えられることになった。中国の天安門事件をはじめ、東欧社会主義諸国の激動やソ連のペレストロイカは、西側諸国において「共産主義の敗北、資本主義の勝利」として受け止められている。少なくとも、マスコミの論調はそうであると理解することができる。しかし、そう簡単に結論を下すことができるのであろうか。

1848年の『共産党宣言』によりユートピア的構想から科学的社会主義に発展し、1917年のロシア革命により現実の社会主義国家が現れ、社会主義と資本主義の対立共存の20世紀が創られた。しかし、世紀末にいたって、人々の想像を遥かに超えたスピードで社会主義諸国における変動が展開され、社会主義の見直しを否応なく行わなければならなくなった。

そもそもマルクス主義的な社会主義・共産主義は原理的に他者の犠牲を要する資本主義より崇高なものであると私は考えている。資本主義がその数百年の発展史において絶えず自己修正をしてきたからこそ高度の経済成長を成し遂げたのと同様に、社会主義も怠らぬ自己修正によってこそ完備されたものになるであろう。

ソ連、東欧の変化は、社会主義自体の失敗ではなく、「ソ連型社会主義」、つまり中央集権的な指令型の計画システム⁽²⁾の失敗だといわれる。中国型社会主義についても、実際にはソ連型・中央集権的な指令型の計画システムだと批判が出るかもしれない。しかし、昨年6月の「血の日曜日」といわれる天安門事件をピークにした一連の民主化運動に対する弾圧を「中国における社会主義の徹底的な失敗」の前兆として必ずしも受け止めるべきではない。

確かに、中華人民共和国は、その40年の歴史において様々な誤りを犯した。「しかし、この40年こそは、中国が真の独立・統一を獲得し、強国の隊列に入りつつある40年であり、中国人民が次第に尊厳を勝ち取った40年であり、中国人民の生活が大いに改善された40年である」⁽³⁾。1840年から100余年の中国史を顧みれば、「社会主義こそ中国を救える」ということは衆目の一致して認めるところであった。

されど、世界の4分の1の人口を有し、経済的に文化的に遅れている国家を、高度な文化を持った富強い国家に発展させようとするのは、非常にむずかし

いことである。中国における社会主義建設は、国際共産主義運動と同様、その歴史が浅いせいもあって、様々な挫折を避けられなかった。

1949年、毛沢東主席を指導者とする中国共産党の指導のもとに、長期にわたる困難で曲折にとむ闘争を経たあと、中国の各民族人民はついに帝国主義、封建主義、官僚資本主義の支配を覆して、新民主主義革命の偉大な勝利を勝ち取り、中華人民共和国を打ち立てた。それ以来、中国は「真の独立・統一」の国家として、社会主義革命と社会主義建設に励むようになった。しかし、1957年以後の一連の「左傾」路線と個人崇拜・個人独裁の「誤り」の結果、国民経済の発展は、先進資本主義諸国より大幅に遅れてしまった。優越性を有するはずの社会主義が資本主義を経済的に追い越すことができなかったので、「社会主義は中国を発展させることが可能なのか」という疑問、いわゆる社会主義権威の失墜またはマルクス主義に対する「信念の危機」が次第に広がるようになった。

こういう深刻な状況において、前中共中央軍事委員会主席・鄧小平は、故国務院総理・周恩来の提唱した農業、工業、科学技術、国防の四つの近代化という目標を堅持し発展させることをもって対応した。それは、経済的側面においては、対外開放と国内経済活性化という政策であり、政治的側面においては、社会主義民主・法制の建設という方針である。ここ10余年来、「改革と開放」政策のもとで、中国の国民経済総生産が飛躍的に上昇し、中国人民の生活も次第に改善されている。同時に、官僚主義や腐敗行為の横行も次第に著しくなっている。そこで、人民の不満が日一日強くなり、ついに100万人にも昇る大規模なデモが行われるようになった。しかし、それは官僚主義に対する怒りであり、腐敗行為に対する怒りである。それは決して社会主義自身に対する抵抗でもなければ、中国の社会主義建設事業を指導してきた共産党政権自身を拒否するものでもない。社会主義体制の構造的欠陥（官僚主義や腐敗行為、高度の中央集権政治による体制的硬直化等々）を克服し、資本主義の長所を大に取り入れることによってこそ、社会主義を再生させることが可能であるといえよう。すなわち、経済繁栄のため、日本など発達した資本主義国から法制度や優れた経営技術等を導入すると同時に、絶えず自己修正の努力を行わなければならない。

しかし、自己修正が必要であるとはいえ、自由だの民主だのと叫びながらデ

モ行進すればよいことではない。中国には農民が8割をも占めているという独特な国情があるからである。「したがって中国を考察するとき、あまり欧米的な価値基準を振りかざすべきではない。中国には中国なりの歩みがある⁽⁴⁾」。社会主義の中国における「自己修正」を行なう際に、何よりも重要なことは、安定した環境において絶えず慎重に改革を行うことである。著者の指摘しているように、「新たな条件のもとでいかに新しい思想教育の内容と活動の方法を創造し、いかに社会主義精神文明の建設活動を大に行うかは、共産党と政府の前に横たわっている非常に重要な任務の一つである」。ブルジョア自由化の反対を強調しながら、それによる正しい反対意見の抑止を防ぎ、趙報告で提唱されているように協調と対話によって社会矛盾を解決できる環境、つまり人民政府が人民と対話できるような環境を創ることは、中国における政治体制改革の重要な課題となるのではないか。

四つの基本原則の堅持とブルジョア自由化の反対を前提とする政治体制改革ないし経済体制改革をいかなる理論的視野で捉えるべきかは、これからの中国社会主義建設にとっても、非常に長い道乗りを必要とする研究テーマである。ここでは、政治体制改革の重要な一環たる行政機構の改革に関する天安門事件以降の研究の紹介を通して、今後における中国の政治体制改革ないし社会主義建設についての理解にいくらかでも寄与することを訳者は念じている。訳者の不手際から、専門的術語について思わざる不適訳をしている点があるかもしれない。識者のご批評を乞う次第である。

(註)

- (1) たとえば、吉林大学講師魯義「最近の中国における行政管理体制の改革」(『季刊行政管理研究』第43号、1988年9月)、同大学教授鄒鈞「中国における行政管理体制の改革の理論と実践」(同誌第46号、1989年6月)。魯論文は1988年9月までの行政体制改革の具体的動向を、鄒論文は1989年6月までの行政体制改革をより全面的に紹介したものである。
- (2) 小林敬和「見逃せぬ“多神教”の視点——一神教的な社会主義破綻、いま『寛容さ』が必要に」、1990年1月25日『読売新聞』(夕刊)、「論点'90<<1月>>①」。
- (3) 聞迪「社会主義能夠救中国」、1990年1月15日『人民日報』(海外版)。
- (4) 宇野重昭「民主化・近代化の中の“変わらない中国”——中国には中国なりの歩みがある」、週刊『読書人』、1989年7月3日。

〔本文〕

一 中国における行政機構改革の重大な意義

人民代表大会制度は、中国の根本的な政治制度であり、行政機構の設置およびその改革は、人民代表大会制度をより完備させる極めて重要な一環である。

中国には未だ一般法たる行政組織法はないが、行政組織法は行政管理の中心であるから、完備された行政組織法を制定することは、行政機構の改革にも、行政の法制化にも重要な意義を有する。かつて1984年の「経済体制改革に関する中共中央の決定」では、行政機構の改革に関する総原則が提出された。すなわち、「体制が変われば、組織機構と思想・作風も変わらなければならない。人民に奉仕する原則と簡素化・統一化・能率化の原則に確固としてゆるぎなく照らし、機関の作風を改善し、職員の素質を向上させなければならない。指導機関が末端組織および企業に奉仕するのではなく、末端組織および企業を指導機関に追随させるという長期にわたって形成されてきた局面を改め、機構が重複し、職員がだぶついて、職責が不明であり、たがいに水掛け論をやっているような官僚主義の宿弊を一掃して、各レベルの指導機関は生産の発展に奉仕し国家の繁栄・富強と人民の豊かで幸せな生活のために奉仕する軌道に自身のすべての仕事を適切にのせなければならない」。1987年の第13期党大会の報告の中では、「官僚主義の現象はわれわれの党と国家の政治生活の中において依然として著しく存在している」と指摘され、「政府の機構が水ぶくれで膨大であり、系列の段階が多くて、職務責任が不明であり、たがいに水掛け論をやっているということも、官僚主義を形成させる重要な原因であることに目を向けるべきである」と強調されている。1949年の中国人民政治協商会議の共同綱領はその第18条において、官僚主義に反対することを規定していた。その後の四つの憲法はいずれも官僚主義に反対することを規定していた。このように、官僚主義に反対してから40年にもなることから、官僚主義が国家機関の大敵であることが窺えるであろう。したがって、行政機構の改革は、官僚主義の克服、行政活動能率の向上、さらに対外開放、内部経済の活性化および四つの近代化の推進に重大な意義を有するといえる。

二 中国における行政機構に存在する主要な問題点

目下、中国の各レベルの行政機構の活動における著しい官僚主義と行政能率の低下という現象は依然として解決されていない。その顕著な現れとして、以下のいくつかを挙げることができる。

(1) 権力が過度に集中されていること。各レベルの行政機構は、管理すべきではないこと、よく管理できないことおよび管理しきれないことを管理している。これは官僚主義が著しく存在し、仕事の能率が低下する主要な原因である。中央と地方の関係から見れば、権力は過度に中央に集中されているため、地方の積極性と創造性が損なわれている。行政機構から見れば、中央と地方には職務責任が不明であるところもある。機構の設置においては、上部機関とそっくりの機構を下部機関に設置することを要求され、管理の権限が過度に中央に集中され、中央のマクロ的な管理がうまくできず、ブロックごとに分割され、政治上統一的な指導を行うことができなくなっている。そのほか、政府と企業との職務責任が分離されず、政府が企業に関与しすぎるため、企業のあるべき活力を失わせることになる。

(2) 機構が重複し、系列の段階が多くて、職能が交差し、構造が不合理であること。党の系統には、政府とそっくりの機構が設置され、政府の職能部門に属する多くの仕事に干渉している。政府機構では、ほとんどの経済管理部門は製品経済のモデルと部門管理の原則に照らして設置されている。企業や製品を直接に管理する機構があまりに多くて、役割分担も細かすぎる。政府機構全体の機構の配置もかならずしも合理的ではなく、あるべき科学性を欠いている。政府の職能がただ企業に資金を配分し、物資を配分し、生産指標を定め、生産プロジェクトを許可することにとどめるべきであり、事務主義に陥ると、機構が膨大になり、職務責任が不明であり、人員がだぶついていて、たがいに水掛け論をやっていて、仕事の能率が非常に低下し、経済の発展と社会生活の需要に適応できなくなる。

(3) 行政機構の幹部の人事管理権限が過度に集中され、人員の構造が不合理であり、幹部の素質が高くなく、幹部は昇進できるが降職させることはできない、官僚になれるが大衆にはなれない。各レベルのすべての政府機関にはあらゆるものが備わっており、相当多数のサービス機構と人員をもっている。

上述のこれらの現象は、行政機構の硬直化、官僚主義と不正の作風および仕

事の能率の低下をもたらす主要な原因である。

1949年以来、われわれは政府工作機構の改革において、かつて幾度も大規模の調整と簡素化を行ってきた。しかし、中共第13期党大会の報告の中で指摘されるように、「簡素化——肥大化——再簡素化——再肥大化」というU字形が形成されるという結果になった。このようなことをもたらす原因として、行政機構の改革を行うと同時に体制の改革を行わず、機構を廃止したり合併させたりして、人員を削減することをしか行わなかったことがあげられる。権力集中の問題、党政癒着の問題、政企癒着の問題、役割の分担が細かすぎる問題、系列の段階があまりにも多い問題等々、いわゆる体制上の問題が解決されないかぎり、機構改革はうまくいくはずがない。もう一つの原因は、行政機構の改革を行うときに同時にそれを幹部人事制度の改革と結び合わせなかったことである。機関人員の構造の不合理性と幹部の素質が高くない状況は必ずしも同時には解決されていない。目下、中国の2,000万人余りの幹部には、大学・短大卒者がわずか25%しか占めていない。81万人の指導幹部のうち、中学卒以下の学歴水準を有する者が半数以上占めている。経済幹部の1,000万人の中では、中学卒以下の学歴水準を有する者が70%以上占めている。とくに行政管理の科学知識を身につけた行政管理者、近代的指導科学や政策決定科学の知識を身につけた指導者は不足している。このような幹部隊列の状況は至急改革しなければならない。最後の原因として、行政機構の設置と調整には科学化、責任制および行政の法制化を欠いていることがあげられる。これらのすべては、職能の転換というキー・ポイントをしっかりと捉えていないことに原因がある。そのため、機構が簡素化されても、ふたたび肥大化となり、官僚主義を克服し行政能率を向上させる問題を解決することはできなかったのである。

三 職能の転換は基礎である

行政機構の設置と改革の原則は、職能の転換を基礎としなければならない。

行政機構を改革するには、上から下へ、つまり中央から段階ごとに改革するしか効果を収められない。中央はすでに初歩的な改革を行なったが、省および省以下の政府機構は未だそれを行っていない。

職能を転換するのはまず権力を下部の機構に譲渡することである。権力を下部の機構に譲渡するとは、主に中央と地方、政府と企業の間を正すことであ

る。中国は領土が広大であり、人口が多くて、各地の政治、経済、文化の展開が非常に不均衡であるので、あらゆることを集中して中央に管理させることができない。そのような管理では、うまく管理できないだけでなく、地方政府と末端組織の積極性を発揮させることにも不利である。中央と地方、政府と企業はすべてそれぞれの職務責任を有するので、その職務責任を分離すべきである。およそ地方政府の処理に適応している事柄は、地方政府に当地の情況に照らして決定させ執行させるようにすべきである。およそ末端組織と企業の処理に適応している事柄は、末端組織と企業に決定させ執行させるようにすべきである。上部の指導機関の任務は、方針や政策を提出し、制度を定め、監督を強化することであり、具体的な事務に関与すべきではない。このようにすれば、中央と地方の両方の積極性を十分に発揮させることができる。目下、中央と地方の職務責任・権限を区分するのは、管理権と財政権の区分に重点がある。中央は管理権、とくに経済管理権を下部の機構により譲渡しなければならない。こうすることは、社会主義の市場経済の発展に有利である。財政権については、主に中央と地方の財政収支の範囲をはっきりすることである。中央には比較的大きな比重を占める、安定した財政収入が確保されるべきであるが、地方にも一定の課税品目を与え、一定の財源を与えるべきである。

権力を下部の機構に譲渡するには、経済体制改革と政企分離の要請に照らし、専門の管理部門と総合部門内部の専門機構を合併して削減し、政府の企業に対する直接管理を間接管理に切り替えるべきである。政府は政権組織であり、国家の行政機関であるのに対して、企業は経済組織であり、一定の権利と義務を有する法人であるので、両者の職能は同じではない。所有権と経営権を分離する原則に照らし、権限を下部の機構に譲渡し、経営権を企業およびその経営者に授与すべきである。こうしさえすれば、末端組織と企業の積極性を発揮させることもできれば、政府が煩瑣な事務からのがれることもできるので、官僚主義を克服し、行政能率を向上させることに有利である。企業は国家の政策の指導のもとで、法律の規定する範囲内において活動し、政府の関係ある部門の検査と監督を受ける。

行政機構の改革は全面的な改革であるが、その重点は経済管理部門の改革にある。かつてわれわれが製品経済のモデルと直接管理の方式によって经济管理職能と管理機構を配置したゆえ、行政機構が経済を管理する役割分担がますます

す細分化され、部門の設置もますます多くなった。政府機構における多くの問題は、ほとんどすべて経済管理部門に現れている。したがって、これらの部門はその職能を転換し、機構を簡素化し、計画的に専門管理部門を合併して削減し、業務管理を強める必要がある。そして、機構配置の科学性と一体性の視座から出発して、政策決定に関する諮問、調整、監督、会計審査、情報部門を適宜に強め、総合的な部門の活動方式を転換させ、マクロ経済活動に対する政府の調整・制御能力を高める必要がある。

行政機構における非経済部門の改革は、主に職能配置を調整し、権限を合理的に区分し、部門間の交差や重複を避け、機構を適宜に調整し、活動方式を転換させ、運営メカニズムをより完備させ、人のために仕事のポストを設けたような機構を断固として撤廃し、人がだぶついている部門の人員を削減することである。行政機構改革における人員の調整は、主にその構造を調整し、その素質を高めることである。

四 簡素化・能率化・統一化の原則

われわれは、経済体制改革と政治体制改革の総要請に基づき、また、党政分離、政企分離および簡素化・能率化・統一化の原則に基づき、各レベルの政府工作機構を断固としてかつ慎重に改革しなければならない。機構改革の長期的な目標は、中国の特色をもった、機能が完備であり、構造が合理的であり、運営が滑らかであり、敏活で高能率の行政管理システムを次第に作り上げることである。すなわち、改革は職能を転換させることをキー・ポイントおよび基礎とし、職能に照らして機構を設置しなければならない。そして、改革後の機構が経済体制の改革と社会主義経済を発展する要請に比較的適応できるようにしなければならない。

今日までの経験や教訓を総括してみれば、党政分離と政企分離の問題を解決した後、行政機構を設置するには、行政の科学化、近代化、法制化の総方向に従うべきである。

まず、簡素化の原則を貫徹しなければならない。「精兵簡政」はかつてから中国行政機構の設置に関する重要な原則の一つである。それは機構の簡素化、指導者の簡素化、系列の段階の簡素化を意味する。われわれの政府は人民の政府であり、できるだけ人民の負担を減らし、人をより少なく使用し、機構をよ

り少なく設置することで、仕事をより多くするようにしなければならない。このようにすれば、非生産性支出を減らすのに有利であり、仕事の能率を向上させるのに有利であり、官僚主義に反対するのに有利であり、近代化した大生産の要請に適應することができる。これは、必要があれば設置し、必要がなければ設置しないということであり、職能が同じである部門を一つの機構に合併し、幾つかの機構に分散して設置しないということである。他の国と比較すれば、中国の政府機構の設置は明らかに多すぎる。ユーゴスラビアの工業動力委員会は、すべての工業と動力部門を主管する政府の指導機関であり、総人員は80人足らずである。その中で冶金、化学工業等の産業を主管する人員はわずか5、6人にすぎない。日本の通産省は、工業だけでなく、商業と対外貿易、対外経済合作をも管轄しているので、工業生産を内外の市場の需要に適應させ、工業と貿易とを互いに促進させることになる。また通産省は工業技術、中小企業、資源とエネルギー、特許権と一部のサービス産業を管轄しているので、中国の10数個の省に当たるであろう。これらはすべて参照することができる。もちろん、中国の国情と実際の情況に基づかなければならないので、そのまま導入することはできない。

第二の原則は、能率化の原則である。すなわち、行政機構を設置するには、問題を処理し解決することにもっとも有利であり、仕事の能率を向上させるにもっとも有利である設置案を考慮しなければならない。これには次の幾つかの要請がある。

(1) 先進的な管理と先進的な科学技術が必要である。指導者や管理者は次第に指導学、政策決定学、行政管理学、比較政府学、経済管理学、人事管理学等々の近代的科学観念を修得しなければならないことが求められている。

(2) 設置される行政機構は、近代化建設の需要に適應でき、近代化した大生産の管理の需要に適應でき、新しい技術革命の発展の需要に適應できることが要請される。このような行政機構には高度に敏活である情報システム、権威のある諮問システム、高い水準を有する政策決定システム、高能率の執行システムおよび強力な監督システムを備えるべきである。

(3) 幹部の知識が近代的であるほか、管理方式が近代的であることも要請される。行政的方法で管理できるだけでなく、法律的方法、経済的方法で管理することもできなければならない。そして、多くの近代的な科学方法、たとえば、

オペレーション・リサーチの方法、予測の方法、確率統計の方法、定量分析の方法、優選統括考慮の方法等々一連の先進的な方法を用いて管理することをも学び運用しなければならない。かつ、オフィス・オートメーションを次第に実現しなければならない。たとえば、コンピュータ、ファクシミリ、自動顯示の設備、電子タイプ・ライター、光ファイバー通信技術等々を利用することで、仕事の能率を最大限度にまで高め、多くの政策決定上のミスを避けることができる。もちろん、能率が高いか低いかを決めるキー・ポイントは行政管理の素質にあるから、優秀な人材を選び出し任用しなければならない。

(4) 国家公務員制度を早急に実行し、幹部の任用、考核、昇進、研修、賞罰等々に関する完備された制度を築くとともに法律化しなければならない。とくに職務上の責任制を設け、行政職務を担当する各個人が一定の任務を執行することに対する責任と実際の仕事の中で負うべき責任を明確に規定することは、公文書のたらいまわし、系列の段階ごとにハンを押し、互いに責任を相手に負わせ、互いに水掛け論をやる現象を減らし、各指導者と職員の積極性・能動性を発揮させ、仕事の能率を大々的に高めることが出来る。

最後は統一化の原則である。すなわち、系統に応じて行政機構を設置し、政治上の指導が複数の部門によって行われているという問題を解決することである。上部機構の下部機構に対する指揮が統一しており、下部機構は一つの上部機構にのみ責任を負う。一人の職員はただ一人の主管者にのみ責任を負う。主管していない機構はその他の系統の下部機構に干渉しない。役割分担は具体的で、明確的で、相互に調和がとれ、一体をなしたものでなければならない。内部の構造は合理化しなければならない。中央の行政機構と地方の行政機構との関係および各行政機構内の各単位間の関係は、それぞれ調和がとれ、一体をなしたものでなければならない。盲目的に上部の機関にある機構とそっくりの機構を下部の機関に設置することを防ぐと同時に、必要な機構が欠けていることをも防がなければならない。一言で言えば、行政機構における系統的合理化を実現しなければならない。

もちろん、行政機構を改革するに際してその他の幾つかの原則を提出しうるであろうが、上述の三つの原則は、われわれが行政機構を設置したり改革したりする際の、もっとも主要な原則になるべきである。

五 行政立法を強化する

行政機構改革の成果を確保しようとするなら、行政管理を法制化の軌道に乗せ、行政立法を強め、行政活動に基本的な規範と手続を提供し、行政機関組織法を完備し、行政機関の編制法を制定し、法律的手段と予算的手段を用い、機構の設置と人員の編制をコントロールしなければならない。各種の行政法規を制定し、行政機関および職員の職務上の失態、瀆職およびその他の法紀違反の行為を追究しなければならない。

1988年、国務院すなわち中央人民政府の機構には改革が行なわれた。この改革は主に経済体制改革に密接な関係を有する経済管理部門、その中で特に専門の管理部門と総合部門内部の専門機構を改革の重点とした。新たに設置された部門に対しては、新たな職能に照らして組織を設置し、職能を定め、機構を定め、人員を定めた。保留された部門に対しては、その職能を転換させ、権限を下部の機構に譲渡し、機構を調整し、人員を簡素化する措置をとった。撤廃された部門に対しては、過渡的な措置をとり、その仕事の連続性を保障した。改革後の国務院は、仕事の職能が交差し、機構が重複するというかつての現象を減らすことができ、行政能率を向上させる面においていく分か改善された。改革後の国務院には弁公庁1、省・委員会41、直属機関19、事務機関5、全部で66の機構が置かれた。このほか、省・委員会の管理に帰属する15の国家局と43の非常設機構が設置された。この調整後の41の省・委員会の数は、国務院の設置史上もっとも多い1956年の81の省・委員会よりほぼ半減したが、国務院の設置史上もっとも少ない1970年の32の機構より多い。経済体制改革の発展につれて、中央人民政府と地方各レベルの人民政府はきっとそれに応ずるより深い改革を行うであろう。これは客観的な経済的法則の発展と一致していることである。

六 清廉な政治は改革における重大な問題である

改革におけるもう一つの重大な問題は清廉な政治の問題である。清廉な政治の建設を行わず、腐敗現象の氾濫を放任させたら、社会主義を保障することは困難になり、改革・開放も順調に行なうことが難しくなるであろう。目下の状況からみれば、清廉な政治の活動は未だ十分に実現されておらず、ある種の腐敗行為が未だ有力に抑制されていない。共産党と政府の廉潔を保持するのは依

然として共産党と政府の直面する緊迫した重大な任務の一つである。廉潔を保ち、腐敗に反対するのは、一点張りではだめであり、総合的療法をとらなければならない。すなわち、法律的、行政的、制度的、紀律的、教育的、経済的等々各種の手段を用い、全面的に治療するしか効果が上がらない。危害のひどい経済犯罪およびその他の性格の事件を断固として調べ、典型的な事件は大衆に公表しなければならない。清廉な政治制度の建設を必ず重視して、しっかりと行ない、各種の抜け穴をふさぎ、管理を完全にし、良好な秩序を打ち建てなければならない。各種の監督体制、とくに世論監督体制を創立し完備しなければならない。最近の数年間、思想教育活動と精神文明建設活動が弱められ、ある地方では放棄され、ブルジョア自由化が氾濫している。新たな条件のもとでいかに新しい思想教育の内容と活動の方法を創造し、いかに社会主義精神文明の建設活動を大に行うかは、共産党と政府の前に横たわっている非常に重要な任務の一つである。しかし、清廉な政治を建設するキー・ポイントはまた党を厳しく治めることである。党を厳しく治めることは、党の建設をしっかりと行うことであり、清廉な政治を建設する核心である。

中国はまだ商品経済を発展させる段階にある。改革過程における新旧体制の交替は未だ完成せず、社会主義商品経済の新秩序が未だ確立されていない。こういう状況の下で、われわれが党の戦闘的役割を十分に発揮させ、政治的思想活動を強化・改善し、社会主義的民主と法制の建設を強め、広汎な人民大衆を信頼し、彼らに依拠するならば、四つの基本原則を堅持し、対外経済開放と国内における経済活性化の原則を堅持するという方針に導かれて、われわれは必ず行政機構の改革を達成し、人民代表大会制度をより完備し、四つの近代化の建設を促進することができるであろう。